

中央環境審議会地球環境部会
気候変動に関する国際戦略専門委員会(第5回会合)

気候変動枠組条約及び 京都議定書の概要

平成16年10月5日

発表内容

1. 気候変動枠組条約・京都議定書の批准国
2. 気候変動枠組条約及び京都議定書を巡る国際交渉の経緯
3. 気候変動枠組条約の概要
4. 京都議定書の概要

1. 気候変動枠組条約・ 京都議定書の批准国

気候変動枠組条約・京都議定書の批准国

平成16年9月23日現在

気候変動枠組条約批准国(189カ国)

京都議定書批准国(125カ国)

先進国・市場経済移行国(33カ国)

日本、カナダ、NZ
EU23カ国(EUバブルは旧15カ国)
ノルウェー、スイス、ウクライナ 他

中進国・途上国(92カ国)

韓国、メキシコ
EU2カ国(キプロス、マルタ)
中国、インド、ブラジル、アルゼンチン
小島嶼国 他

京都議定書未批准国(64カ国)

先進国・市場経済移行国(6カ国)

米国、オーストラリア
ロシア
リヒテンシュタイン、モナコ、
クロアチア

途上国(58カ国)

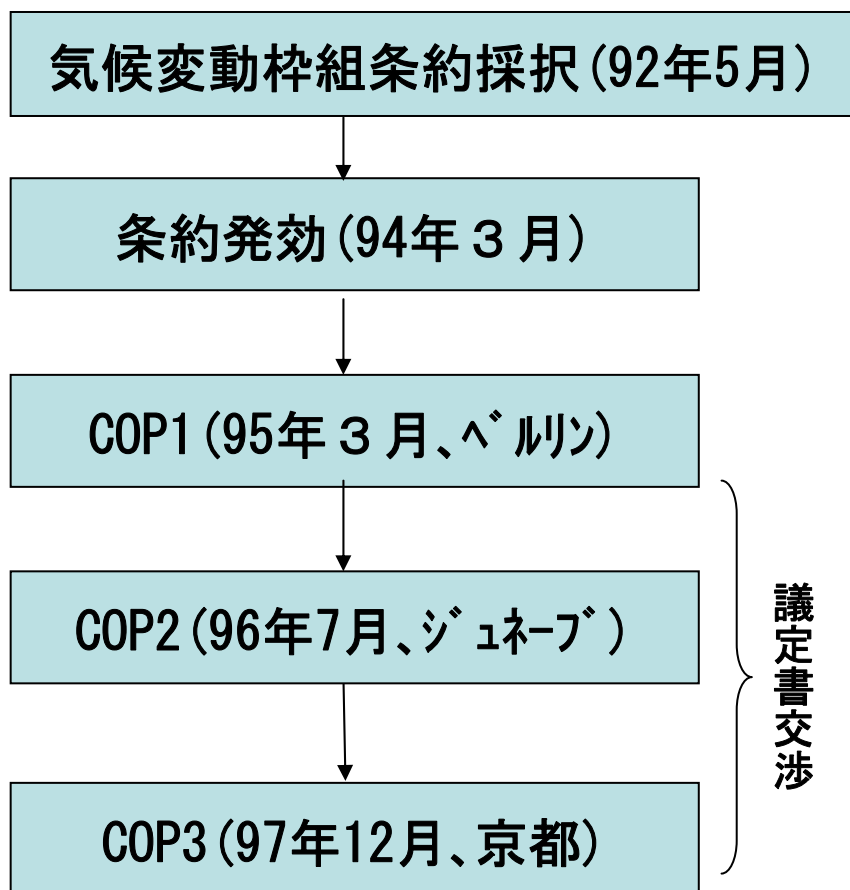
インドネシア(批准手続中)
エジプト、
サウジ等の産油国
(イランは議定書批准を検討中)

- 条約を批准していないのは、イラク、ソマリア等5カ国
- 京都議定書上の削減義務は、先進国・市場経済移行国のみに課せられている。

2. 気候変動枠組条約及び 京都議定書を巡る 国際交渉の経緯

国際交渉の経緯（京都議定書以前）

条約交渉（90年12月～92年4月）



※地球サミット（92年6月、リオデジャネイロ）にて署名開始

日本は93年5月に条約締結

「ベルリン・マンデート」
先進国の取組についてCOP3までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始

「ジュネーブ閣僚宣言」
米国提案を受け、議定書には法的拘束力のある数量目的を含みうることを明確化

京都議定書の採択

国際交渉の経緯(京都議定書以後)

京都議定書の採択

合意不成立、会議中断

議定書の中核要素につき
基本合意(ボン合意)

運用ルールの法文書に
合意(マラケシュ合意)

→各国の批准の準備が整う

デリー宣言の採択

京都議定書の早期発効に対する支持

COP3(97年12月、京都)

議定書運用ルールの交渉

COP6(00年11月、ハーグ)

COP6再開会合(01年7月、ボン)

COP7(01年10/11月、マラケシュ)

COP8(02年10月、ニューデリー)

COP9(03年12月、ミラノ)

IPCCと国際交渉の関係

気候変動に関する政府間パネル (IPCC)の設立(1988年)

IPCC第一次評価報告書の発表(90年8月)
「CO2濃度を現在のレベルに安定化するには
直ちに排出を60%削減しなくてはならない」

IPCC第二次評価報告書の発表(95年12月)
「人為的活動による気候への影響が既に
現れている」

IPCC第三次評価報告書の発表(01年1~3月)
「過去50年の温暖化の大部分は人間活動
に起因」「温暖化は既に脆弱な生態系に影響」

IPCC第四次評価報告書(2007年発表予定)

気候変動枠組条約の
交渉開始(90年)

気候変動枠組条約の採択(92年)

京都議定書の採択(97年)

マラケッシュ合意の採択(01年)

3. 気候変動枠組条約の概要

気候変動枠組条約の概要(その1)

平成16年9月現在、189カ国と欧州共同体が締結

究極の目的：温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させる

原則：共通だが差異のある責任及び各国の能力に従い、気候系を保護

義務：

(1) 全ての締約国の義務：

- ① 排出・吸収目録の作成・報告・更新
- ② 緩和・適応措置を含む計画の策定・実施・公表、など

(2) 先進国(市場経済移行国を含む)の義務：

- ① GHGsの人為的排出のより長期的傾向を是正させるような政策を策定し対応措置を講じる
 - ② ①に関する情報を定期的に締約国会議に報告、など
- ②の報告は、GHGsの排出を2000年までに1990年の水準に戻すとの目的で行う

(3) 先進国(市場経済移行国を除く)の義務：

途上国への資金供与、技術移転

気候変動枠組条約の概要(その2)

条約に基づく国別報告書

- 条約の規定に基づき各国が条約事務局に提出
 - ・先進国はこれまで三次にわたって国別報告書を提出
(第四次国別報告書の提出期限は2005年末)
 - ・途上国の5分の4弱は最初の国別報告書を提出
- 国別報告書は気候変動対策の基礎となるもの
 - ・温室効果ガスの排出・吸収目録、温室効果ガス削減や気候変動への適応に関する政策・措置、等を記載
 - ・先進国の国別報告書はさらに削減政策・措置の予測される効果についても記載
 - ・先進国の国別報告書は審査チームによる詳細審査を受ける
(COP決定により実施)

気候変動枠組条約の概要(その3)

●締約国の義務や制度的な枠組みの見直し規定あり

→義務が次第に強化される仕組み(京都議定書のきっかけ)

●ベルリン・マンデート(COP1(1995年3~4月)で採択)

- 現行の条約の約束は不十分
 - ・ 排出量の1990年レベルでの安定化は法的拘束力のない努力目標(多くの国が達成できない見通し)
 - ・ 2000年以降の具体的取組に関する規定がない
- 1997年のCOP3における議定書又はその他の法的文書の採択を目指し、検討を開始
- 途上国に対しては、新たな義務を導入せず

→京都議定書の採択へ(COP3(1997年12月))

気候変動枠組条約における附属書 I 国・非附属書 I 国

附属書 I 国 (39カ国)

附属書 II 国

オーストラリア
カナダ
アイスランド
日本
ニュージーランド
ノルウェー
スイス
米国

EU

(EU15カ国)
オーストリア
ベルギー
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイルランド
イタリア
ルクセンブルク
オランダ
ポルトガル
スペイン
スウェーデン
英国

市場経済移行国

ロシア
ウクライナ
ルーマニア
ブルガリア
ベラルーシ
クロアチア

チェコ
ハンガリー
ポーランド

非附属書 I 国 (150カ国)

<中進国>

韓国
メキシコ

<大排出国>

中国
 インド
 イラン(※3)
 ブラジル
 南アフリカ
 インドネシア(※3)

<産油国>

(OPEC、計11カ国)
 イラク
 クウェート
 サウジアラビア
 ベネズエラ
 カタール
 リビア
 アラブ首長国連邦
 アルジェリア
 ナイジェリア

<後発途上国>

(LDC、計47カ国)
バングラデシュ
 ブータン
 ブルキナファソ
 カンボジア
 エチオピア
 ラオス
 モザンビーク
 ミャンマー
 ネパール
 ニジェール
 セネガル
 スーダン
 タンザニア
 ウガンダ
 イエメン

<小島嶼国>

(AOSIS、計43カ国)
アンチグアバーブーダ
 ドミニカ
 フィジー
 ジャマイカ
 キリバス
 モルジブ
 モーリシャス
 パプアニューギニア
 サモア
 シンガポール
 ソロモン諸島
 トンガ
 トリニダーゴ・トバゴ
 キプロス
 ツバル
 バヌアツ

※1 本表では附属書 I 国、非附属書 I 国ともに主な国を示しており全ての国を網羅しているわけではない

※2 下線はOECD諸国 ※3 イラン、インドネシアもOPEC加盟国であるが、大排出国として分類した。

気候変動枠組条約上の義務

	全締約国の義務	附属書 I 国の義務
全般的・横断的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・インベントリの作成・定期的更新・公表 ・自国政策における気候変動の考慮 ・気候変動に関する理解や情報交換、教育・訓練・啓発の増進 ・気候変動の影響又は対応措置の実施から生ずる途上国のニーズ及び懸念に対する措置に考慮 ・後発途上国や産油国等の事情への配慮 	<p style="text-align: center;">附属書 II 国の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国の義務履行のための、新規かつ追加的な資金の供与 ・資金の流れの妥当性、先進国間の適当な責任分担の重要性等への配慮 ・他締約国に対する環境上適正な技術・ノウハウの移転促進、資金供与のために可能な全ての措置の実施
緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> ・緩和のための計画の作成・実施・公表・定期的更新 ・GHGs排出抑制技術、開発、普及 ・GHGs吸収源や貯蔵庫の持続可能な管理、保全の促進 ・緩和対策による経済・環境への悪影響の最小化 	<ul style="list-style-type: none"> ・GHGsの人為的排出のより長期的傾向を是正させるような政策を策定し対応措置を講じる ・上記に関する情報を定期的に締約国会議に報告（その報告は、GHGsの排出を2000年までに1990年の水準に戻すとの目的で行う） ・GHGs排出量を増大させる自国の政策・慣行の特定、定期的検討
適応措置	<ul style="list-style-type: none"> ・適応のための計画の作成・実施・公表・定期的更新 ・適応の準備のための協力、計画の作成 ・適応対策による経済・環境への悪影響の最小化 	<p style="text-align: center;">附属書 II 国の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脆弱な途上国の適応に対する支援

4. 京都議定書の概要

京都議定書の概要

京都議定書は、附属書 I 国(先進国)の国別排出総量に、法的拘束力のある各国別の排出抑制・削減目標を課したものである。目標達成のための政策・措置の選択については、各国にゆだねられている。

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC,PFC,SF ₆)の合計6種類
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(HFC,PFC, SF ₆ は1995年としても可)
約束期間	2008年～2012年の5年間
数値目標	日本△6%、米国△7%、EU△8%等 先進国全体で少なくとも5%削減を目指す
特徴	国際的に協調して費用効果的に目標を達成するための仕組み(京都メカニズム)を導入

京都議定書上の義務

	全締約国の義務	附属書 I 国の義務
全般的・横断的事項	・気候変動枠組条約に準じる	・気候変動枠組条約に準じる
緩和措置	・気候変動枠組条約に準じる	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHGs排出量を2008年から2012までの間に全体の排出量を5%削減(各国別の約束の達成) ・2005年までに、約束の達成に当たって明かな進捗を実現 ・各国別の約束の履行に当たり、持続可能な開発を考慮した政策措置を実施 ・2007年までに、排出・吸収量推計のための国内制度を整備
適応措置	・気候変動枠組条約に準じる	・適応基金への任意的資金拠出(COP7決定)

マラケシュ合意(COP7)の概要

途上国問題	<ul style="list-style-type: none"> ● 途上国の能力育成、技術移転、対策強化等を支援するための基金を正式に設置(先進国の任意拠出)
京都メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ● 法的拘束力のある遵守制度の受け入れは、京都メカニズムの利用資格としない。 ● CDM、共同実施等で得た排出枠は自由に取引できる。 ● 国内対策に対し補足的(定量的制限は設けない) ● JI、CDMのうち原子力により生じた排出枠を目標達成に利用することは控える。 ● 排出量取引における売りすぎを防止するため、その国に認められた排出枠の90%又は直近の排出量のうち、どちらか低い方に相当する排出枠を常に確保する。
吸収源	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林管理の吸収分は国ごとに上限設定(日本は基準年排出量の3.9%分を確保。ロシアは要求どおり33百万トンを確保) ● CDMシンクの対象活動として、新規植林及び再植林を認める。
遵守	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標を達成できなかった場合は、超過分の1.3倍を次期目標に上積み ● 不遵守の際の措置に法的拘束力を導入するかどうかについては、議定書発効後に開催される第1回議定書締約国会合において決定